

書評 内田道雄著

『消える森の謎を追う インドネシアの消えゆく森を訪ねて』

笹岡 正俊 (林業経済研究所)

世銀コンサルタント Derek Holmes の予測によると、インドネシア共和国のカリマンタンとスマトラの低地熱帯林は 2010 年までにほぼ無くなってしまおうという。この予測を、大げさだと捉える人もいるが、インドネシアの熱帯林が急速に消失していることは間違いない。その原因の一つは違法伐採である。「違法伐採」という用語に国際的な定義は無いが、一般に「各国の法令に違反した木材伐採を指すもの」と考えられている。違法伐採に対しては持続的な森林経営を図る上で重大な障害であるとして、90 年代末ごろから国際的な関心が寄せられるようになってきた。

その契機のひとつとなった Indonesia-UK Tropical Forest Management Programme の報告書²⁾によると、毎年インドネシアで違法伐採される木材の量は約 3,200 万立方メートルと見られ (報告書が発表された 1999 年ごろの値)、公的に報告された木材生産量である 2,950 万立方メートルよりも多い。また、違法伐採の対象となっている森林は実に年間 80 万ヘクタールに上るといふ。

違法伐採が頻発することになった背景には、スハルト政権下での産業政策により、木材加工産業の加工能力が国内の許容伐採量を大幅に超えるものになっていたこと、1997 年のアジア貨幣危機に端を発する経済的混乱により、失業や木材産業の経営悪化が生じたこと、さらには、1998 年の IMF 勧告によって地方分権化や民主化が急速に進み、大きな混乱が生じたことなどがある³⁾。また、スハルト体制崩壊後にも根強く残った「KKN (インドネシア語の「汚職」、「腐敗」、「縁故主義」の頭文字)」が、違法な伐採業者や輸出業者を野放しして、違法伐採を促進しているという側面もあるだろう。

ところで違法伐採と一口に言っても、伐採権 (HPH や HPHH など) を持った者による

許容伐採量の超過や規定不履行などの違反から、伐採権を持たない者による、たとえば保護地域内での盗伐など違法行為にも様々なタイプがある。また、伐採企業や専門業者・海外業者等も関与する組織的で大規模なものや地域住民が事業者の資金を得て組織的に行う中規模なもの、そして、地域住民が生活手段として小規模に行うものなどその形態も多様である⁴⁾。

地域住民の行う「違法伐採」には、例えば北スマトラ州カラン・ガディン自然保護区のように、地域住民が慣習的に利用してきた森林が突如保護地域に設定されたために、彼らの「生きてゆくための森林利用」が「違法」と見なされてしまうようなケースも含まれる (ここでは保護地域設定以前から、地域の人々が、マングローブ林を伐採して炭生産業者に販売してきた)⁵⁾。したがって、一概にすべての違法伐採を単純に「悪」とみなすことはできないだろうが、一部の違法業者を利するような組織的な違法伐採については、それをいかに阻止するかが急務と言えよう。

しかし、言うまでもなく違法伐採は違法行為であるがゆえにその実体は極めて掴みにくい。それは、違法伐採に国軍が関与していることも少なからず影響している。例えば、スマトラのブキット・ティガブルー国立公園では、周辺の 23 の違法製材工場のうち、12 の工場は軍が支援していると報告されている⁶⁾。また、毎月平均 30 万立方メートルのメルバウ (太平洋鉄木) が密輸されているとされる西イリアン州およびパプア州では違法伐採と密輸に国軍を含む犯罪ネットワークが関わっていることが明らかとなっている⁷⁾。このような事例はインドネシアでは決して珍しいことではない。違法伐採について取材や調査を行う場合には、銃器を合法的に保持した者たちから嫌がらせや脅迫を受ける可能性が

多いにあるのである。

また、違法伐採に対する取材・調査が伐採業者に雇われた「プレマン（ならず者）」によって暴力で阻止されることもある。例えば、カリマンタンのタンジュン・プティン国立公園から違法に伐採されたと見られる木材の取引について取材を行っていた中部ジャワの『リントス・カトゥリスティワ』紙の記者は、業者が差し向けたと見られる「プレマン」に襲われ、左手の指を切断し、全身を200針以上縫う大怪我を負っている⁸⁾。

このように違法伐採に関する取材・調査には大変な困難や危険が伴う。したがって、統計資料や役所でのヒアリング結果の分析を通じて論じられることはあっても、違法伐採が起きているまさにその現場に足を運んで現状をレポートするような報告は、管見の限り、一部のNGOの報告⁹⁾などを除いて非常に少なかった。特に日本人による現場のルポルターージュとなると、ほとんど皆無と言ってよかったです¹⁰⁾。

これまで長々と違法伐採について述べてきたが、表題の本の著者内田道雄氏はその困難で危険の伴う現場を歩いたフォト・ジャーナリストである。本書のほかに、単著で『サラワクの風：ボルネオ・熱帯雨林に暮す人びと』（現代書館）、共著で『インドネシアの森は誰のもの？：違法伐採はなぜ起きるのか』（インドネシアNGOネットワーク）、および『アブラヤシプランテーション：開発の影』（インドネシアNGOネットワーク）などの著作がある。

『消える森の謎を追う インドネシアの消えゆく森を訪ねて』は4つの部分からなる。「一部 森林火災」、「二部 油ヤシプランテーション」、「三部 違法伐採」、「四部 紙のために消える森」である。この構成からわかるように、本書の対象が扱っているのは違法伐採だけではない。しかし、二部の違法伐採に最も多くの頁が割かれており、また、本書の「あとがき」でも違法伐採への言及が多くを占めることから、内田氏がこの問題に対して強い関心をもって本書を執筆したことが窺える。

本書で紹介されている違法伐採の多くは国立公園などの保護地域内での伐採である。カリマンタンでは、タンジュン・プティン国立公園、クタイ国立公園、グヌン・ポルン国立公園、スマトラでは、カラン・ガディン保護区、グヌン・ルーサー国立公園、ブキット・ティガプル国立公園と、内田氏は実に広い地域を歩かれている。

内田氏の取材に通底しているのは「環境が破壊される現地の人々の立場で、問題を考えてみたい」（「あとがき」）という姿勢であり、現場で違法伐採に携わる労働者たちも含め、「消えゆく森」に生きる人々への暖かいまなざしである。違法伐採の現場で働く男たちから話を聞きながら、過酷で危険な現場で働かなければならない彼らに思いを寄せる著者には共感を覚える。

類書が少ない中、違法伐採が起きているまさにその現場に足を運び、現状をレポートするという点は評価されるべきであろう。奥地の伐採現場への道のりには大変な苦勞が伴ったはずであり、内田氏の仕事には頭が下がる思いである。しかし、本書の全体を通して、せっかく困難で危険な現場に足を運んでいるのに現場の姿がいまひとつはっきり見えてこないという印象を抱いたのも確かであった。

例えば、西カリマンタン州のグヌン・ポルン国立公園で伐採を行う労働者は地元住民ではなくカリマンタンの別の場所からやってきた人であるというが、彼らはどのような経緯でこの国立公園にやってきて違法伐採に従事することになったのか。また、伐り出された木材を買う「仲介業者」に彼らは借金を負っていると書かれているがなぜそのような状態になったのか。これらのことがつまびらかではないのである。

また、北スマトラ州とナングロー・アチェ・ダルサラム州にまたがるグヌン・ルーサー国立公園は違法伐採が公園の約半分の地域に及んでいることで知られる国立公園だが、本書ではごく簡単に、北スマトラ州側での違法伐採は大規模な取り締まりを契機にすでに行われなくなった、と書かれている。どのような方法で違法行為が取り締まられ、伐

採が停止に追い込まれたのか、そのプロセスについては全く触れられていない。また、それまで伐採によって生計を立てていた人たちがどうなったのかも明らかではない。

また、全体を通して違法伐採が行われている保護地域周辺に暮らす人々の姿があまり描かれていないのはなぜであろうか。違法伐採に従事する労働者が域外から流入してきた人々であれば、彼らの伐採行為は地域の人々の目にはどのようにうつっているのか。彼らの間に資源をめぐる軋轢はあるのか。あるいは、地元住民が違法伐採に関わっている場合、実際にそこから上がる収益は村の経済にどの程度貢献しているのか。「消え行く森に生きる人々」を描くためには、少なくともこれらの問いに答えようとする姿勢が求められるだろう。もちろん、違法伐採の現場での取材が一筋縄でいかないことは承知しているが、以上述べてきた点についてもう少し突っ込んだ聞き取りなり踏み込んだ分析が欲しかった。より詳細なルポルタージュを次作に期待したい。

ところで、「職業的研究者」は一定期間のうちに確実に成果の出る対象を研究テーマに選ぶ傾向がある。そのため、研究の価値があっても、そのような判断からほとんど研究されてこなかった領域がある。インドネシアにおける違法伐採の調査は困難と危険がつきまとうものであり、まさにそういった領域に位置するテーマであった。違法伐採関連の現地調査に基づく優れた報告の多くが NGO によるものであったことも、そのことを物語っているように思える。森林フィールドワーカーの端くれとして、このような未踏の領域で研究したいという気持ちがある。したがって、この書評で著者につけた勝手な注文は、今後の自分に対する課題でもある。

注および引用文献

- 1) 佐藤雄一 (2002)、「違法伐採—インドネシアにおける問題化と分析」、『熱帯林業』、No. 53 : 31-38.
- 2) Indonesia-UK Tropical Forest Management Programme (1999), Roundwood Supply and Demand in the Forest Sector in Indonesia, Indonesia-UK Tropical Forest Management Programme.
- 3) 福田 淳 (2003)、「違法伐採問題の構造—その展開と背景」、『林業経済』、55 (11) : 15-26.
- 4) 角谷宏二 (2003)、「違法伐採問題への取組」、『国際農林業協力』、Vol. 26, No. 8 : 20-25.
- 5) 日本インドネシア NGO ネットワーク (JANNI) (2004)、『インドネシアの森は誰のもの：違法伐採はなぜ起きるのか』、JANNI.
- 6) Emily Harwell (2003), Without Remedy : Human Right Abuse and Indonesia's Pulp and Paper Industry, Indonesia Vol. 15 (1), Human Right Watch.
- 7) 津留歴子 (2005)、「パプアから中国へ：世界最大級の違法伐採」、『Indonesia Alternative Information』 No 74、インドネシア民主化支援ネットワーク (NINDJA).
- 8) Environmental Investigation Agency/Telapak (2003), Above the Law : Corruption, Collusion, Nepotism and the fate of Indonesia's Forest, EIA/Telapak.
- 9) Environmental Investigation Agency/Telapak (1999), The Final Cut : Illegal Logging in Indonesia's Orangutan Parks, EIA/Telapak.
- 10) しかし、全く無かったわけではない。ルポルタージュではないが、グヌン・ポルン国立公園における違法伐採に関する荒谷 (2004) の非常に詳細な現地報告が在る。荒谷明日兒 (2004)、「インドネシアにおける森林減少、違法伐採、違法輸出の現状」、全国木材組合連合会のホームページ (<http://www.zenmoku.jp/sinrin/>) 参照。

(創栄出版、2005年5月、207頁、1,680円、ISBN : 4-434-06207-7)